

五島市地域防災計画

【災害対応マニュアル編】

令和2年3月
(令和7年2月修正)

五島市防災会議

目 次

1 災害時の体制

・ 組織図（行政組織順）	・ ・ ・ 5
・ 組織図（地域防災計画上組織順）	・ ・ ・ 8
・ 意思決定権者及び代理者	・ ・ ・ 10
・ 本部体制・配備体制	・ ・ ・ 10
・ 人員体制（災害警戒本部）	・ ・ ・ 12
・ 人員体制（災害対策本部）	・ ・ ・ 14

2 各部・班の分掌事務及び業務内容

・ 共通事項	・ ・ ・ 16
・ 総務企画部 本部対策班	・ ・ ・ 20
・ 総務企画部 情報収集連絡班	・ ・ ・ 26
・ 総務企画部 職員班	・ ・ ・ 28
・ 総務企画部 受援班	・ ・ ・ 30
・ 総務企画部 広報班	・ ・ ・ 32
・ 総務企画部 庁舎管理班	・ ・ ・ 34
・ 総務企画部 ネットワーク班	・ ・ ・ 37
・ 総務企画部 会計班	・ ・ ・ 38
・ 市民生活部 市民班	・ ・ ・ 39
・ 市民生活部 罹災証明班	・ ・ ・ 40
・ 市民生活部 環境衛生班	・ ・ ・ 41
・ 福祉保健部 福祉班	・ ・ ・ 45
・ 福祉保健部 こども班	・ ・ ・ 46
・ 福祉保健部 高齢者班	・ ・ ・ 47
・ 福祉保健部 保健医療班	・ ・ ・ 48
・ 地域振興部 避難所班	・ ・ ・ 50
・ 地域振興部 文化観光班	・ ・ ・ 53
・ 地域振興部 備蓄物資班	・ ・ ・ 54

・産業振興部	商工交通班	・ ・ ・ 58
・産業振興部	農林班	・ ・ ・ 59
・産業振興部	水産班	・ ・ ・ 61
・建設管理部	土木班	・ ・ ・ 63
・建設管理部	住宅対応班	・ ・ ・ 65
・建設管理部	水道班	・ ・ ・ 67
・教育対策部	教育施設班	・ ・ ・ 69
・教育対策部	教育班	・ ・ ・ 70
・出張所		・ ・ ・ 72
・支所		・ ・ ・ 72
・消防対策部	消防総務班	・ ・ ・ 73
・消防対策部	予防班	・ ・ ・ 73
・消防対策部	危険物班	・ ・ ・ 73
・消防対策部	警防班	・ ・ ・ 74
・消防対策部	消防班	・ ・ ・ 76

1 災害時の体制

○組織図（行政組織順）

部名	課名	係名	防災計画班名
総務企画部	総務課	秘書係	情報収集連絡班
		危機管理班	本部対策班
		法制係	情報収集連絡班
		人事班	職員班
		行政推進班	職員班
	政策企画課	政策企画班	受援班
		広聴・広報戦略班	広報班
	財政課	財政班	庁舎管理班
		契約管財班	庁舎管理班
	未来創造課	DX 推進班	ネットワーク班
		ゼロカーボンシティ推進班	ネットワーク班
市民生活部	市民課	戸籍住基班	市民班
		住民生活係	市民班
		出張所	出張所
	税務課	管理係	罹災証明班
		市民税班	罹災証明班
		資産税班	罹災証明班
		収納班	罹災証明班
	生活環境課	環境班	環境衛生班
		施設班	環境衛生班
福祉保健部	社会福祉課	総務係	福祉班
		障がい福祉班	福祉班
		保護班	福祉班

部名	課名	係名	防災計画班名
	こども未来課	子育て支援班	こども班
		こども健康班	こども班
	長寿介護課	長寿支援班	高齢者班
		介護保健班	高齢者班
	国保健康政策課	総務班	保健医療班
		国保・年金班	保健医療班
		健康づくり班	保健医療班
地域振興部	地域協働課	地域づくり協働班	避難所班
		移住・定住促進班	避難所班
	文化観光課	観光物産班	文化観光班
		文化保存活用班	文化観光班
	スポーツ振興課	市民スポーツ班	備蓄物資班
		スポーツ交流班	備蓄物資班
産業振興部	商工雇用政策課	雇用・起業促進班	商工交通班
		商工交通班	商工交通班
	農林課	農務班	農林班
		畜産・鳥獣対策班	農林班
		耕地整備班	農林班
		椿・森林班	農林班
	水産課	水産振興班	水産班
		漁港班	水産班
建設管理部	建設課	建築都市計画班	住宅対応班
		土木班	土木班
		住宅道路用地班	住宅対応班
		維持係	土木班

部名	課名	係名	防災計画班名
	管理課	空き家・公園班	住宅対応班
		港湾管理事務所	土木班
		地籍調査班	住宅対応班
	水道課	業務班	水道班
		技術班	水道班
教育委員会	教育総務課	総務班	教育施設班
		生涯学習推進班	教育施設班
	学校教育課	学校教育班	教育班
	会計課	会計係	会計班
	監査委員事務局	監査係	情報収集連絡班
	農業委員会事務局	農地係	農林班
	議会事務局	庶務係	情報収集連絡班
		議事係	情報収集連絡班
各支所		窓口班	窓口班
		地域振興班	地域振興班
消防本部	消防本部総務課	総務係	消防総務班
	消防本部消防課	予防係	予防班
	消防本部消防課	危険物係	危険物班
	消防本部消防課	警防係	警防班
	消防署		消防班

○組織図（地域防災計画上組織順）

部		班			
部名	部長	班名	班長	班員	
総務企画部	総務企画部長	本部対策班	総務課長	総務課	危機管理班
		情報収集連絡班	議会事務局長	総務課	秘書係、法制係
				監査委員事務局	監査係
				議会事務局	庶務係、議事係
		職員班	総務課長補佐	総務課	人事班、行政推進班
		受援班	政策企画課長	政策企画課	政策企画班
		広報班	広聴・広報戦略班係長	政策企画課	広聴・広報戦略班
		庁舎管理班	財政課長	財政課	財政班、契約管財班
市民生活部	市民生活部長	ネットワーク班	未来創造課長	未来創造課	DX 推進班、ゼロカーボンシティ推進班
		会計班	会計管理者（会計課長）	会計課	会計係
		市民班	市民課長	市民課	戸籍住基班、住民生活係
		罹災証明班	税務課長	税務課	管理係、市民税班 資産税班、収納班
福祉保健部	福祉保健部長	環境衛生班	生活環境課長	生活環境課	環境班、施設班
		出張所	出張所長		
		福祉班	社会福祉課長	社会福祉課	総務係 障がい福祉班 保護班
		こども班	こども未来課長	こども未来課	子育て支援班 こども健康班
地域振興部	地域振興部長	高齢者班	長寿介護課長	長寿介護課	長寿支援班 介護保健班
		保健医療班	国保健康政策課長	国保健康政策課	総務班 国保・年金班 健康づくり班
		避難所班	地域協働課長	地域協働課	地域づくり協働班 移住定住促進班
産業振興部	産業振興部長	文化観光班	文化観光課長	文化観光課	観光物産班 文化保存活用班
		備蓄物資班	スポーツ振興課長	スポーツ振興課	市民スポーツ班 スポーツ交流班
産業振興部	産業振興部長	商工交通班	商工雇用政策課長	商工雇用政策課	雇用・起業促進班 商工交通班

部		班				
部名	部長	班名	班長	班員		
		農林班	農林課長	農林課	農務班 畜産・鳥獣対策班 耕地整備班 椿・森林班	
				農業委員会事務局	農地係	
		水産班	水産課長	水産課	水産振興班 漁港班	
建設管理部	建設管理部長	土木班	建設課長	建設課	土木班 維持係	
				管理課	港湾管理事務所	
		住宅対応班	管理課長	建設課	建築都市計画班 住宅道路用地班	
				管理課	空き家・公園班 地籍調査班	
		水道班	水道課長	水道課	業務班 技術班	
教育対策部	教育長	教育施設班	教育総務課長	教育総務課	総務班 生涯学習推進班	
		教育班	学校教育課長	学校教育課	学校教育班	
支所	富江支所	支所長	窓口班	窓口班係長	窓口班	-
			地域振興班	地域振興班係長	地域振興班	-
	玉之浦支所	支所長	窓口班	窓口班係長	窓口班	-
			地域振興班	地域振興班係長	地域振興班	-
	三井楽支所	支所長	窓口班	窓口班係長	窓口班	-
			地域振興班	地域振興班係長	地域振興班	-
	岐宿支所	支所長	窓口班	窓口班係長	窓口班	-
			地域振興班	地域振興班係長	地域振興班	-
	奈留支所	支所長	窓口班	窓口班係長	窓口班	-
			地域振興班	地域振興班係長	地域振興班	-
消防対策部	消防長	消防総務班	消防本部次長	消防本部総務課	総務係	
		予防班	消防本部次長	消防本部消防課	予防係	
		危険物班	消防本部次長	消防本部消防課	危険物係	
		警防班	消防本部次長	消防本部消防課	警防係	
		消防班	消防署長	消防署	消防署	

○意思決定権者及び代理者

本部体制	配備体制	意思決定権者	代理権者 (第1位)	代理権者 (第2位)
災害警戒本部 第1配備	注意体制	総務企画部長 (総務企画部長)	本部対策班長 (総務課長)	受援班長 (政策企画課長)
災害警戒本部 第2配備	警戒体制	総務企画部長 (総務企画部長)	本部対策班長 (総務課長)	受援班長 (政策企画課長)
災害対策本部	非常体制	災害対策本部長 (市長)	災害対策副本部長 (副市長)	総務企画 部長 (総務企画部長)

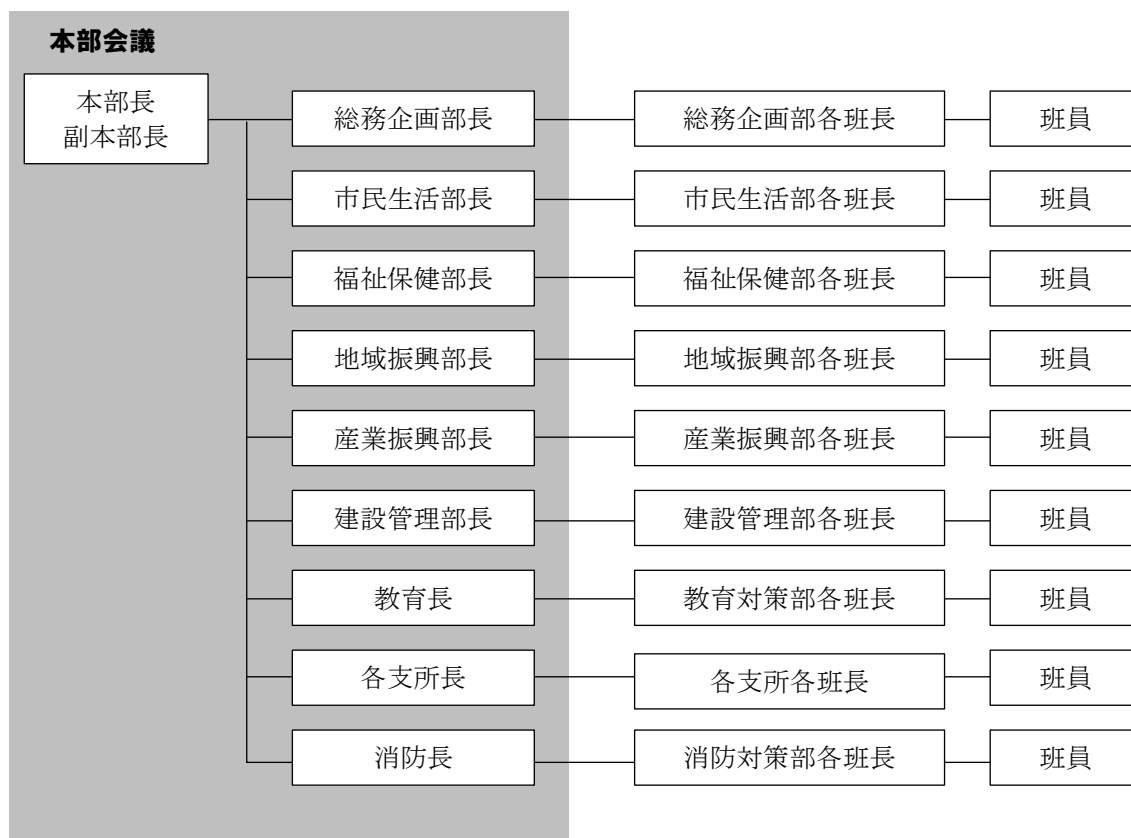
○本部体制・配備体制

警戒 レベル	地震	風水害		本部体制	配備体制
		気象情報の例	避難情報		
1	震度 3	早期注意情報	—	—	—
2	震度 3 +軽微な災害発生	注意報	—	災害対策 準備室	—
3	震度 4	警報	—	災害警戒本部 第 1 配備	注意体制
			高齢者等避難	災害警戒本部 第 2 配備	警戒体制
4	震度 5	土砂災害警戒情報 記録的短時間大雨 情報	避難指示	災害対策 本部	非常体制
5	震度 6 以上	大雨特別警報 災害発生・切迫	緊急安全確保		

【災害警戒本部】

1. 警報が発表されたら、直ちに本部を立ち上げ県に報告する。
2. 危機管理班職員は、速やかに総務企画部長、本部対策班長へ連絡する。
3. 総務企画部長は、災害の状況により配備体制を決定し、必要人員を招集する。

【災害対策本部】



○人員体制

【災害警戒本部】

部名/班名		災害対策準備室	災害警戒本部	災害警戒本部
		-	第 1 配備	第 2 配備
		注意体制	警戒体制	警戒体制 (避難所開設)
		警戒レベル 2	警戒レベル 3	警戒レベル 3～4
市長		-	-	-
副市長		-	-	-
総務 企画部	総務企画部長	-	-	○
	本部対策班	全員	全員	全員
	情報収集連絡班	-	-	-
	職員班	-	-	-
	受援班	-	-	-
	広報班	-	-	班長+連絡員 1 人
	庁舎管理班	-	-	-
	ネットワーク班	-	-	-
	会計班	-	-	-
市民 生活部	市民生活部長	-	-	-
	市民班	-	-	-
	罹災証明班	-	-	-
	環境衛生班	-	-	-
福祉 保健部	福祉保健部長	-	-	-
	福祉班	-	-	-
	こども班	-	-	-
	高齢者班	-	-	-
	保健医療班	-	-	-
地域 振興部	地域振興部長	-	-	-
	避難所班	-	-	避難所配置要員
	文化観光班	-	-	-
	備蓄物資班	-	-	-
産業 振興部	産業振興部長	-	-	-
	商工交通班	-	-	-
	農林班	-	-	-
	水産班	-	-	-

部名/班名		災害対策準備室	災害警戒本部	災害警戒本部
		-	第 1 配備	第 2 配備
		注意体制	警戒体制	警戒体制 (避難所開設)
		警戒レベル 2	警戒レベル 3	警戒レベル 3～4
建設 管理部	建設管理部長	-	-	-
	土木班	-	-	-
	住宅対応班	-	-	-
	水道班	-	-	-
教育 対策部	教育長	-	-	-
	教育施設班	-	-	-
	教育班	-	-	-
出張所		-	-	-
支所		-	-	支所長+ 連絡員 2 人
消防 対策部	消防長	-	-	-
	総務班	通常配置 (状況により増員)		
	予防班			
	危険物班			
	警防班			
	消防班			

※災害警戒本部が立ち上がった後、各班は必要に応じて参集する。

【災害対策本部】

部名/班名		災害対策本部		
		第 1 配備	第 2 配備	第 3 配備
		非常体制		
		警戒レベル 4～5		
市長		○	○	○
副市長		○	○	○
総務 企画部	総務企画部長	○	○	○
	本部対策班	全員	全員	全員
	情報収集連絡班	班長+4 人	全員	全員
	職員班	班長+連絡員 1 人	全員	全員
	受援班	-	班長+連絡員 1 人	全員
	広報班	班長+連絡員 1 人	全員	全員
	庁舎管理班	班長+連絡員 1 人	必要に応じて増員	全員
	ネットワーク班	班長+連絡員 1 人	必要に応じて増員	全員
	会計班	-	-	全員
市民 生活部	市民生活部長	○	○	○
	市民班	-	班長+連絡員 1 人	全員
	罹災証明班	-	-	全員
	環境衛生班	班長+連絡員 1 人	必要に応じて増員	全員
福祉 保健部	福祉保健部長	○	○	○
	福祉班	班長+連絡員 1 人	必要に応じて増員	全員
	こども班	班長+連絡員 1 人	必要に応じて増員	全員
	高齢者班	班長+連絡員 1 人	必要に応じて増員	全員
	保健医療班	班長+連絡員 1 人	必要に応じて増員	全員
地域 振興部	地域振興部長	○	○	○
	避難所班	班長+連絡員 1 人 +避難所配置要員	必要に応じて増員	全員
	文化観光班	班長+連絡員 1 人	必要に応じて増員	全員
	備蓄物資班	班長+連絡員 1 人	必要に応じて増員	全員
産業 振興部	産業振興部長	○	○	○
	商工交通班	班長+連絡員 1 人	必要に応じて増員	全員
	農林班	班長+連絡員 1 人	必要に応じて増員	全員
	水産班	班長+連絡員 1 人	必要に応じて増員	全員

部名/班名		災害対策本部		
		第 1 配備	第 2 配備	第 3 配備
		非常体制		
		警戒レベル 4～5		
建設 管理部	建設管理部長	○	○	○
	土木班	班長+連絡員 1 人	必要に応じて増員	全員
	住宅対応班	班長+連絡員 1 人	必要に応じて増員	全員
	水道班	班長+連絡員 1 人	必要に応じて増員	全員
教育 対策部	教育長	○	○	○
	教育班	班長+連絡員 1 人	必要に応じて増員	全員
	教育施設班	班長+連絡員 1 人	必要に応じて増員	全員
出張所		出張所長	必要に応じて増員	全員
支所		支所長 +連絡員 2 人	必要に応じて増員	全員
消防 対策部	消防長	○	○	○
	総務班	状況に応じて配置		全員
	予防班			全員
	危険物班			全員
	警防班			全員
	消防班			全員

2 各部・班の分掌事務及び業務内容

【共通事項】

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
共通事項	来庁者及び職員の安全確保	①来庁者及び職員の安全を確保する。(勤務時間内の場合)(参考 1 来庁者及び職員の安全確保に関するチェックリスト)	発災後 3 時間以内
共通事項	参集人員の報告	①各班長は、班員の参集状況について、所属する部長、職員班へ報告する。	発災後 3 時間以内
共通事項	被害情報の入力	①各職員は、参集途上に目撃した被害情報等を災害情報システムに入力する。	発災後 3 時間以内
共通事項	事業別被害報告	①各事業の所管部局から、県所管部局への事業別被害報告を行う(参考 2 事業別被害報告の種類と報告先)。	発災後 3 時間以内
共通事項	災害復旧事業(参考 3 災害復旧事業実施における留意事項)	①所管施設の被害の原因を調査し、査定のための調査、測量、設計を行う。 ②国及び県に緊急査定または本査定を要望する。 ③緊急査定の場合、国から事前に現地指導官が派遣されるため、その指示に基づき計画を立てる。 ④本査定に立会い、現場において必要な説明を行う。 ⑤査定完了後、事業計画を作成し、災害復旧事業を行う。 ⑥査定に外れた箇所については、再調査を行い、市単独災として復旧事業を行う。	発災後 3 日以内

参考 1 来庁者及び職員の安全確保に関するチェックリスト

- ☐ 来庁者と職員の待避を誘導する。
- ☐ 庁舎内被災者の有無を確認し、被災者が取り残されている場合は救助する。
- ☐ 直ちにエレベーターを使用中止にし、状況を確認する。
- ☐ （地震の場合）職員は一時屋外の待避場所（駐車場等）に避難する。
- ☐ 課ごとに集まる。
- ☐ 職員の安全と人員数を確認する。
- ☐ 火災発生を予防し、発生した場合は初期消火を実施し、消防へ通報する。

参考 2 事業別被害報告の種類と報告先

報告の種類	報告担当部局		県への報告先
	平常時	災害対策本部設置時	
土木及び住宅関係各種被害報告	建設課	土木班、住宅対応班	振興局 県土木部
生活排水関係各種被害報告	生活環境課	環境衛生班	環境部
上水関係各種被害報告	水道課	水道班	保健所
農林業関係各種被害報告	農業振興課	農林班	振興局 (管轄外は直接本庁)
水産業関係各種被害報告	水産課	水産班	振興局 (管轄外は直接本庁)
商工業関係各種被害報告	商工雇用政策課	商工交通班	振興局 (管轄外は直接本庁)
医療、衛生施設、防疫等各種被害報告	国保健康政策課	保健医療班	保健所
一般り災、救助関係各種被害報告	総務課	本部対策班	福祉保健部
公立文教関係各種被害報告	教育委員会	教育施設班・教育班	教育庁

参考 3 災害復旧事業実施における留意事項

事業区分	留意事項
公共土木施設災害復旧事業	河川公共土木施設 ●「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、国の査定を受け、国庫補助を受ける。（以下、海岸公共土木施設、港湾公共土木施設、漁港公共土木施設、砂防施設、道路公共土木施設、林地荒廃防止施設についても同様） ●復旧計画に当っては、被災原因を基礎にして、再度災害が起こらないように考慮して改良復旧を加味した護岸堤防の強化、補強、或いは堤防の嵩上げ、河床の浚渫、洗掘防止、堤防背後の強化、断面の拡大、流速抑止の為の諸工法、河状の整正、屈曲の緩和等、凡ゆる点について慎重に検討を加え、災害個所の復旧のみに捉われず、前後の一連の関係を考慮に入れ、関連工事又は助成工事等により、極力改良の復旧が実施出来るよう提案する。 ●査定完了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当り、現年度内に完了するよう、施行の促進を計る。 ●大災害等の復旧の場合は、着手後において労働力の不足、施行業者の不足や質の低下、資材の払底等の為、工事が円滑に実施出来ない事がしばしばであるから、事前にこれらについて充分検討し、工法にも検討を加えて、努めてあい路を打開するよう計画することが肝要である。 海岸公共土木施設、港湾公共土木施設、漁港公共土木施設 ●復旧計画に当っては、被災原因を究明し、再び災害を蒙らないような改良を加えた復旧の方針に基づき、堤防護岸の強化、根固補強、堤防の嵩上げを行い、或いは波留工を設けたり、堤防天端の舗装を施す等、堤防の地盤沈下や、吸い出しを防止する等の諸工法を検討する。又浸蝕に対しては、内陸部の防護の為、擁壁を設け、且つ波浪の分散せしむる為に、擁壁前面に根固ブロックを設ける等、現地の実態に即応した工法を採択して、検討を加え、被災個所の復旧のみに捉われることなく、前後の一連の関係や状態を考慮して、関連工事や助成工事等により極力改良の復旧が実施出来るよう提案する。 ●査定完了後は、緊急度により重点的に、直ちに復旧に当り、極力現年度に多く完了するように努める。 砂防施設 ●国庫補助として4ヶ年計画にて復旧する事となる。 道路公共土木施設 ●緊急度に応じて3ヶ年で復旧するよう計画を立てる。 ●1件復旧費の額が60万円未満の箇所は単独災害として復旧する。 林地荒廃防止施設 ●緊急度に応じて災害発生の次年度以降「おおむね3ヶ年度」（事業費が治山事業単独で30億円以上の場合は「おおむね5年度」）で復旧するよう、計画を立てる。
農林水産業施設災害復旧事業	●「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき、国の査定を受け、国庫補助を受ける。 ●復旧事業は一般的には市、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合等によって施行されるので当該災害復旧事業の推進については随時適切な技術職員の配置と指導により早期復旧を期する。
都市災害復旧事業	●大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、災害復旧等の進捗状況を見極めつつ、再度災害防止により快適な都市環境を目指し、計画的に都市の復興を進める。 ●復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用する。 ●住民の早急な生活再建の観点から、住民の合意を得るよう努めつつ、市街地の面的整備や防災に資する各種都市施設の総合的・一体的整備等により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。 ●下水道の災害復旧に当たっては、住民の日常生活と密接な関係にあるので、生活排水及び雨水の排水対策と相俟って早期に復旧を図るものとする。

事業区分	留意事項
住宅災害復旧事業	● 国民生活の安定のため迅速適切な復旧計画により、公営住宅、共同施設の建設、又はこれらの補修を図る。 【関連する法律】 公営住宅法
公立文教施設災害復旧事業	● 再度災害防止のため災害の原因を検討し、できる限り鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅牢構造化に努めるとともに、必要がある場合は災害防止施設を整備する。 ● 災害防止上必要がある場合は設置箇所の移転等についても考慮する。 【関連する法律】 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業	● 社会福祉及び児童福祉施設の性格上緊急復旧を要するので、工事に必要な資金は国、県の補助金及び独立行政法人福祉医療機構の融資を促進し、早急に復旧を図る。 ● 施設設置箇所の選定にあたっては、再度災害のおそれのない適地の選定及び構造等に留意する。 【関連する法律】 生活保護施設：生活保護法 40 条・41 条 老人福祉施設（社会福祉法人等）：老人福祉法第 14 条、15 条第 2 項～5 項、介護保険法第 70 条第 1 項、第 94 条第 1 項、第 115 条の 46 第 2～3 項 児童福祉施設：児童福祉法 35 条第 2 項～4 項 障害者支援施設：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 83 条第 2 項～第 4 項
公立医療施設災害復旧事業	● 市民の健康な生活及び公衆衛生の向上、増進に寄与するため迅速適切な復旧計画により早期復旧の促進に努める。 【関連する法律】 医療法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
その他公営企業施設災害復旧事業	● 各施設の管理者又は法令の規定により災害復旧の責任を有する者が災害の程度及び緊急の度合等を勘案し、早期復旧の促進に努める。 【関連する法律】 工業用水法、特定多目的ダム法
公用財産災害復旧事業	● 行政的、社会的影響の重要性、あるいは災害の程度等を勘案し、早期復旧の促進に努める。
上下水道災害復旧事業	● 上水道の災害復旧に当たっては、住民の日常生活と密接な関係にあるので飲料水の給水対策と相俟って早期に復旧を図る。 ● 農業集落排水、浄化槽の復旧に当たっては、住民の日常生活と密接な関係にあるので生活排水の排水対策と相俟って復旧を図る。 【関連する法律】 水道法

【総務企画部 本部対策班（総務課危機管理班）】

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
本部対策班	災害対策本部の設置及び解散に関すること。	①気象情報を収集し、災害警戒本部または災害対策本部の設置の必要性について検討する。 ②本部設置場所の使用可否を確認する。使用不可能な場合は、代替本部設置場所を検討する。 ③災害対策本部の設置場所を決定し、会場の設営、必要な書類・資機材の準備を行う。	発災前～ 発災後 3 時間以内
本部対策班	災害対策本部会議に関すること。	①本部会議に必要な書類の準備等、本部会議開催に向けた準備を行う。 ②本部会議を開催し、重要事項の協議及び対応方針を決定する。	発災後 3 時間以内
本部対策班	災害対策本部の総合調整に関すること。	①災害対策本部の運営に必要な調整を行う。	発災後～
本部対策班	防災行政無線等通信の運用及び保守に関すること。	①市防災行政無線、県防災行政無線、災害対策用通信機器の保守を実施し、通信回線の疎通を確認する。	発災前～ 発災後 3 時間以内
本部対策班	情報分析及び対策立案に関すること。	①テレビ、インターネットにより、気象情報を収集する。 ②県、気象台等から伝達される気象情報を受領する。	発災前～ 発災後 3 時間以内
本部対策班	避難情報の発令判断に関すること。	①避難情報の発令に必要な情報を収集・整理する（参考 4 避難情報発令基準）。 ②必要に応じて、県、気象台、指定行政機関または指定地方行政機関に助言を求める。 ③避難情報の種類、発令対象地域、開設する指定緊急避難場所等を検討し、本部長に具申する（災害警戒本部設の段階では、総務企画対策部長に具申）（資料集 5-2. 指定緊急避難場所、指定避難所、届出避難所一覧）。	発災前～ 発災後 3 時間以内

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
		④本部長の判断を受け、防災情報提供システム、L アラートなどのシステムを用いて避難情報を伝達する（参考 5 避難情報の伝達方法、参考 6 避難情報発令時の伝達事項）。	
本部対策班	避難所の開設に関すること。	①避難情報の発令に先立ち、開設が必要な指定緊急避難場所の開設担当者と連絡をとる。 ②指定緊急避難場所の開設担当者に開設を指示する。 ③指定緊急避難場所の開設状況及び避難者数の報告を受ける。	発災前～ 発災後 3 時間以内
本部対策班	自衛隊への派遣要請に関すること。	①自衛隊の災害派遣の必要性を検討する（参考 7 自衛隊の活動内容）。 ②災害派遣要請書に「災害の状況及び派遣を必要とする理由」、「派遣を希望する期間」、「派遣区域、活動内容、その他必要事項」の事項を明示し、知事あてに提出する。 ③通信の途絶等により知事に要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を陸上自衛隊第 16 普通科連隊に通知する（参考 8 自衛隊の活動内容）。 ④派遣部隊指揮官と協議し、派遣部隊の撤収時期等について検討する。 ⑤「撤収日時」、「撤収要請の事由」、「その他」の事項を明示し、知事に派遣部隊の撤収を要請する。	発災後 3 時間以内
本部対策班	災害救助法の適用申請に関すること。	①被害状況が災害救助法の適用基準に該当する見込みがあるときは、県に災害救助法の適用を申請する（参考 9 災害救助法の概要、参考 10 災害救助法の適用基準）。	発災前～ 発災後 3 時間以内

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
本部対策班	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書に關すること	①武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第81条第2項、第3項及び第4項（同条第1項に係る部分を除く。）並びに第82条の規定による処分を実施する場合には、公用令書を発行する。	発災後～
本部対策班	被災地域の復興計画策定準備に關すること。	①災害復興本部を設置する。 ②市民等の参画を得ながら、災害復興計画に係る検討委員会等を設置、運営する。 ③災害復興計画を策定する。	発災後～
本部対策班	罹災届出書（公的支援の対象でないもの、災害ゴミ処分に関するもの、保険金等の申請に関するもの）に關すること	①台風等の被害により保険会社等への申請に必要である場合など、公的支援の対象ではない災害を照明する場合において、罹災届出書を発行する。	発災後～
本部対策班	津波警報等の伝達に關すること（津波注意報、津波警報または大津波警報が発表されたとき）。	①防災行政無線により市民に周知する。 ②海水浴場へ連絡する。 ③漁業協同組合へ連絡する。	発災後 3 時間以内
本部対策班	漂流油による沿岸汚染対策に關すること。	①漂流油の流出について発見者から通報を受けた場合は、海上保安署及び県に通知する（資料集 11-5. 五島市沿岸汚染対策要綱、資料集 11-6. 漂流油等の沿岸汚染対策指導要綱）。 ②海上保安署、県及び隣接町と連携し、流入防止等の汚染対策を行う（参考 11 汚染対策として措置すべき事項）。	発災後 3 時間以内
本部対策班	被災者台帳の作成	①各班からの情報を元に、被災者台帳を作成する。 ②作成した被災者台帳を共有する。	発災後 3 日以内
本部対策班	前各号のほか、災害対策全般の調整に關すること。	①各号に定める業務のほか、災害対策全般について必要な事項について調整を行う。	発災後～

参考 4 避難情報発令基準

災害種別	高齢者等避難	避難指示		緊急安全確保
水害	● 水位観測が行われている河川（以下、水位観測河川）については、河川の水位が第一基準（満杯水位の6割）に達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき。	● 水位観測河川については、河川の水位が第二基準（満杯水位の8割）に達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき。 ● 消防団等から避難の必要性や、浸水の発生に関する通報があったとき。	● 水位観測河川については、河川の水位が第三基準（満杯・護岸の高さ）に達したとき。	● 決壊や越水・溢水が発生した場合とき。（消防団等からの報告により把握できた場合）
土砂災害	● 大雨（土砂災害）警報が発表され、さらに降雨が継続する見込みであるとき。	● 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ● 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき。	● 土砂災害警戒情報発表後に、記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 ● 山鳴り、流木の流出が確認されたとき。	● 土砂災害が発生したとき。
暴風	● 暴風の襲来により、短時間後に危険が予想されるとき。（平均風速が20メートル位に、さらに強まっていくときのような場合）	● 引き続き風速が強まり、災害の発生が予想され、生命、身体に危険がせまってきたとき。（平均風速が20メートル以上で、さらに強まっていくことが予想される場合）	—	—
高潮	● 高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報が発表されたとき。	● 高潮警報または高潮特別警報が発表されたとき。	● 越波・越流が発生するおそれが高いとき。	● 海岸堤防等が倒壊したとき。 ● 異常な越波・越流が発生したとき。
津波	—	—	● 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき。	—

参考 5 避難情報の伝達方法

● 防災情報伝達制御システム：@InfoCanal、エリアメール送信、市 HP への掲載、防災行政無線による放送が自動で行われる ● L アラート：県の防災情報システムを通じて、テレビ事業者、ラジオ事業者等への一斉送信が行われる（県への報告も兼ねる）
--

参考 6 避難情報発令時の伝達事項

- 警戒レベル
- 避難対象地域
- 避難が必要な理由
- とるべき行動
- 避難における留意事項など

参考 7 自衛隊の活動内容

- 人命の救助
- 消防、水防
- 人員、救援物資の輸送
- 道路の応急啓開
- 応急の医療防疫
- 給水入浴支援及び通信支援
- 被災地の偵察（航空を含む）、被害の調査及び応急措置（復旧）
- 海上における遭難船舶、航空機、遭難者等の捜索及び救助
- 船舶火災及び油の排出に対する救援
- 航空機による急患輸送

参考 8 自衛隊派遣要請の際の連絡先

区分	所在地（電話）	担当	備考
陸上自衛隊第 16 普通科連隊	大村市西乾馬場町 416 (0957-52-2131)	第 3 中隊	情報連絡 派遣要請
航空自衛隊第 15 警戒隊	五島市三井楽町嶽 770-1 (0959-84-2074)	運用訓練係	

※その他の自衛隊所在地と連絡先

区分	所在地（電話）
海上自衛隊佐世保地方総監部	佐世保市平瀬町 18(0956-23-7111)
海上自衛隊第 22 航空群司令部	大村市今津 10(0957-52-3131)
自衛隊長崎地方協力本部	長崎市出島町 2-25(095-826-8846)
自衛隊長崎地方協力本部五島駐在員事務所	五島市栄町 9-5 (72-2665)

参考 9 災害救助法の概要

概要

救助法による救助は、個人の基本的な生活権の保護と全体的社会秩序の保全を図ることを目的として行われるものであり、災害に際して、食糧品その他生活必需品の欠乏、住居のそう失、傷病等に悩む被災者に対して応急的、一時的に救助を行うものである。

実施機関

救助法による救助は、その任務、目的の重要性から国の行うべき事務とされているのであるが、同時にその迅速性から全面的に知事に委任されている。

さらに知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

救助の種類

- 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 医療及び助産
- 被災者の救出
- 被災した住宅の応急修理
- 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 学用品の給与
- 埋葬
- 死体の捜索及び処理
- 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

参考 10 災害救助法の適用基準

区分	適用基準
適用基準 1	五島市内で 60 世帯以上の住家が滅失したこと。
適用基準 2	県内において住家が滅失した世帯の数が 1,500 世帯以上であって、五島市内で 30 世帯以上の住家が滅失したこと。
適用基準 3	県内において住家が滅失した世帯の数が 7,000 世帯以上である場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、五島市内で多数の世帯の住家が滅失したこと。
適用基準 4	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

※滅失世帯数の基準は H27 国勢調査の人口により算定

参考 11 汚染対策として措置すべき事項

- 関係機関への情報伝達及び応急対策上必要な指示
- 自衛隊への派遣要請
- 災害対策本部設置
- 防除資器材の援助
- 原因者等に対する補償要求等の助言、指導
- 漁場の整備、漁業施設の取得等に必要な融資資金のあっせん
- 漁場復旧の指導及び助成
- 野生生物の救護

【総務企画部 情報収集連絡班(総務課秘書係、法制係、監査委員事務局、議会事務局)】

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
情報収集連絡班	本部長及び副本部長の秘書及び特命に関すること。	①本部長、副本部長の秘書業務を行う。	発災後～
情報収集連絡班	各部・班、支所、出張所、外部からの情報集約・連絡調整に関すること。	①関係機関から伝達される被害情報を集約する。 ②各部署や外部などからもたらされる情報を集約し、連絡調整を行う。	発災後 3 時間以内
情報収集連絡班	住民からの災害情報等に関する電話対応に関すること。	②市民から寄せられる被害情報等を受付け、必要に応じて、担当部局に現地確認を依頼する。	発災後 3 時間以内
情報収集連絡班	災害状況、安否情報の収集、応急対策のとりまとめ並びに報告に関すること。	①各班から報告される被害情報を整理する。 ②安否情報は、照会者と被災者の関係に応じて、適切な範囲を提供する(参考 12 安否情報の提供範囲) ③安否情報の照会者には、次の事項が記載されていて、本人であることが確認できる書類の提示を求め、内容を確認する。 ア 照会者の氏名、住所その他の照会者を特定するために必要な事項 イ 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別 ウ 照会をする理由	発災後～

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
情報収集 連絡班	長崎県防災情報システム、五島市災害情報システムの入力等に関する こと。	①市民等から寄せられる被害情報等は、災害情報システムに入力する。 ②災害情報システムに入力された情報のうち、人的被害に関するものは、直ちに県防災情報システムへも入力する。それ以外の被害情報については、できるだけ早く入力する。	発災後 3 時間以内
情報収集 連絡班	県その他の関係機関との連絡調整（他班の所掌に属するものを除く。）に関する こと。	①その他、他班の所掌する事務以外で、国や県、関係機関との連絡調整を行う。	発災後 3 時間以内

参考 12 安否情報の提供範囲

照会に係る被災者との関係	提供を行う情報の範囲
被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	● 居所 ● 負傷または疾病の状況 ● 連絡先その他安否の確認に必要な情報
被災者の親族または職場の関係者その他の関係者	● 負傷または疾病の状況
被災者の知人その他の当該被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	● 保有している安否情報の有無

※当該照会が不当な目的によるものであると認めるとき、または当該照会により知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときには、安否情報の提供を行わない。

※被災者が提供を行うことに同意をしている場合であって、公益上特に必要があると認めるときには、当該区分に関わらず提供を行う。

【総務企画部 職員班（総務課行政推進班、人事班）】

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
職員班	職員の動員及び人員調整に関する こと。	①職員の参集状況を確認し、総務企画対策部長に報告する。 ②未参集の職員に電話連絡を行う。 ③参集状況を踏まえ、職員の応援等部門間の調整を行い、各部における人員等の充足状況、応援の必要性等を把握する。	発災後 3 時間以内
職員班	他の公共団体への応援要請に関する こと。	①他の公共団体からの応援が必要な場合、各部における人的資源のニーズ及び応援職員の受入れ状況を把握し、応援要請先、応援内容、応援期間等、応援要請の方針を決定し、応援職員の配置を検討する（資料集 10-1. 協定締結状況一覧）。 ②必要に応じて、調整会議を開催し、応援職員の配置に関する庁内調整を行う。 ④県への応援要請は、必要とする「理由」、「人員・資機材等」、「場所」、「経路」、「その他必要な事項」を示して行う。 ⑤他市町村への応援要請は、県への応援要請に準じて行う（協定を締結している場合には、当該協定に従う）（資料集 10-2. 長崎県五島区域防災相互応援協定）。 ⑥労務者、技術者、技能者が不足する場合、以下の方法により確保する。 ア 他の防災機関への応援要請 イ 民間の技術者または技能者への協力要請 ウ 市のみでは確保できないときは、県や公共職業安定所への斡旋要請	発災後 24 時間以内

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
職員班	応援人員の受入れに関すること。	①応援職員用の「執務」、「作業」、「待機・休憩」、「駐車」などの各スペースの確保や、執務環境の整備を可能な範囲で行う。 ②活動に必要な資機材を準備する。 ③応援職員の宿泊場所の確保については、応援側での対応を要請することを基本とするが、必要に応じて、宿泊場所の紹介または斡旋を行う。	発災後 24 時間以内
職員班	災害対応従事者の安全確保に関すること。	①災害対応を行う職員の安全を確保する。	発災後 3 時間以内
職員班	職員の安否確認に関すること。	①職員の参集状況及び安否状況を確認する。	発災後 3 時間以内

【総務企画部 受援班（政策企画課政策企画班）】

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
受援班	自衛隊等の災害派遣受入れに関すること。	①派遣部隊との連絡調整員を指名するとともに、派遣部隊側の連絡担当者を確認する。 ②派遣部隊の指揮施設及び宿泊施設または野営施設を準備する。 ③派遣部隊と協議して作業計画を作成する。 ④自衛隊派遣に必要な資機材を準備する（資料集 9-9. 自衛隊の派遣において市が準備すべき資機材）。 ⑤現場担当者を指名し、派遣部隊が活動する現地に立ち会わせる。 ⑥派遣部隊の活動状況を把握する。	発災後 24 時間以内
受援班	ボランティアを統括する社会福祉協議会との連絡調整に関すること。	①五島市社会福祉協議会に五島市災害ボランティアセンターの設置を要請する。 ②五島市社会福祉協議会の庁舎が被災し、災害ボランティアセンターとしての利用ができない場合は、代替施設の提供に協力する（参考 13 災害ボランティアセンターの設置予定場所）。 ③災害ボランティアセンターの運営状況を把握し、必要に応じて、運営に必要な人員、資機材の調整等の支援を行う。 ④海外からの支援の申し入れがあった場合は、県、長崎県災害ボランティアセンター、五島市災害ボランティアセンターと調整し、国の関係省庁と協議の上、支援の受け入れの可否を決定する。	発災後 3 日以内

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
		⑤県と連携し、以下の団体等と情報を共有する場を設け、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。 ア 長崎県社会福祉協議会 イ 五島市社会福祉協議会 ウ 公益財団法人県民ボランティア振興基金 エ 地元や外部から被災地入りしている NPO・NGO 等のボランティア団体	
受援班	広域一時滞在に関すること。	①武力攻撃や災害などにより、五島市民が一時的に本土へ避難する広域一時滞在を行う場合に、計画を策定し、受入先自治体等と調整を行う。	発 災 後 3 日 以 内

参考 13 災害ボランティアセンターの設置予定場所

対象地区	設置予定場所	管轄
福江小校区 緑丘小校区 奥浦・崎山 本山・大浜 久賀島・杣島 黄島・赤島	五島市福江総合福祉保健センター	五島市福祉保健部こども未来課
富江地区	五島市社会福祉協議会富江支所 (富江地域福祉センター)	五島市富江支所 (指定管理：五島市社会福祉協議会富江支所)
玉之浦地区	五島市社会福祉協議会玉之浦支所 (地域福祉センター荒川温泉)	五島市社会福祉協議会玉之浦支所
三井楽地区	五島市社会福祉協議会三井楽支所	五島市社会福祉協議会三井楽支所
岐宿地区	五島市社会福祉協議会岐宿支所	五島市社会福祉協議会岐宿支所
奈留地区	奈留地区多目的交流センター	五島市奈留支所

【総務企画部 広報班（政策企画課広聴・広報戦略班）】

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
広報班	市民及び報道機関への災害情報の発信に関すること。（被害状況や必要な支援に関する情報を発信）	①災害対策本部の設置、避難情報を市民に広報する（参考 14 広報事項の例、参考 15 広報実施方法）。 ②必要に応じて、収集・受領した気象情報を市民に広報する。 ③各種手段を用いて市民への広報を行う。 ④記者会見室を設営する。 ⑤報道機関と協議し、放送発表時間などの広報ルールを定める。 ⑥広報ルールに従うほか、災害の状況等に応じて適宜記者会見を行う。 ⑦交通機関の運行状況や道路の被災状況等に関する情報を広報する。 ⑧流言飛語をはじめ、各種の混乱が発生し、または混乱が発生するおそれがあるときは、市民のとるべき措置等について広報を行う。 ⑨必要に応じて、県に対し、社会秩序維持のための応急措置または広報の実施を要請する。	発災前～ 発災後 3 時間以内
広報班	災害視察に関すること。	①他の公共団体等からの災害視察依頼があった場合対応する。	発災後 1 カ月以内
広報班	災害関係の写真撮影及び収集並びに災害記録に関すること。	①災害の写真撮影をして、記録に残す。	発災後 24 時間以内

参考 14 広報事項の例

- 災害対策本部の設置
- 災害の概況
- 津波に関する状況
- 防災関係機関の防災体制及び応急措置に関する事項
- 避難情報
- 指定緊急避難場所、指定避難所等の開設状況
- 電気、ガス、水道等供給の状況
- 防疫に関する事項
- 火災状況
- 医療、給水実施状況
- 道路、河川等の公共施設被害
- 道路、交通等に関する事項
- 一般的な住民生活に関する情報
- 民心安定及び社会秩序維持のため必要な事項

参考 15 広報実施方法

- Lアラートへの入力による伝達
- 同報無線、有線放送等の施設による広報
- 広報車による広報
- 報道機関を通しての広報
- 広報紙の掲示、配付
- 避難所への職員の派遣
- 総合案内所、相談所の開設
- 自主防災組織を通しての連絡

【総務企画部 庁舎管理班（財政課）】

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
庁舎管理班	庁舎の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。	①庁舎の被害状況を確認し、記録する。 ②危険箇所について立入禁止の措置を行う。 ③停電等により電力の供給がない場合は、発電機などを利用し電力を確保する。（燃料も確保する）	発災後 3 時間以内
庁舎管理班	公用車の確保及び配置に関すること。	①保有する車両の被災状況を確認する（資料集 8-1. 市保有車両）。	発災後 3 時間以内
庁舎管理班	緊急通行車両に関すること。	①緊急輸送に使用する車両について、県または公安委員会に緊急通行車両確認申請書、車検証、その他必要書類を提出し、確認標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。 ②交付を受けた確認標章を、使用する緊急通行車両の前面の見えやすい箇所に掲示するとともに、確認証明書は当該車両に備え付ける。 ③緊急通行を終了したときは、直ちに確認標章及び確認証明書を返納する。	発災後 3 時間以内
庁舎管理班	市有財産等の被害調査及び災害対策に関すること。	①市有財産の耐震対策などを実施し、発災後は被害状況を確認し、記録する。	発災前～ 発災後 3 時間以内
庁舎管理班	災害対策に必要な経費の予算に関すること。	①災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を調査し、全体の予算を把握する。 ②各班が活用した各種災害復旧事業制度等を把握する（参考 16 法律等による財政措置（国が負担または補助して行われる事業）、参考 17 激甚災害に係る財政援助措置）。 ③各種災害復旧事業制度、地方債制度及び地方交付税制度を踏まえ、資金計画を策定する。	発災後 3 日以内

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
		④普通交付税の繰上交付、災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入、特別交付税の交付及び起債等、地方財政措置制度に基づき必要な措置を講ずる。 ⑤現行の法制度に基づく事業制度及び措置等では十分な対応が図れないときは、国へ特別措置等を要望する。 ⑥一時的に資金が不足する場合は、金融機関からの一時借入金、地方財務局または郵便局からの災害応急融資により、必要資金を確保する。 ⑦必要に応じて、復興基金を設立する。	

参考 16 法律等による財政措置（国が負担または補助して行われる事業）

● 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ● 公立学校施設災害復旧費国庫負担法 ● 公営住宅法 ● 土地区画整理法 ● 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 ● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ● 予防接種法 ● 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 ● 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭 37. 8. 14 建設省都市局長通達） ● 生活保護法 ● 児童福祉法	● 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ● 売春防止法 ● 老人福祉法 ● 水道法 ● 下水道法 ● 災害救助法 ● 堆積土砂排除事業 ● 開拓者等の施設整備事業 ● 簡易水道整備事業 ● 災害廃棄物処理事業 ● 廃棄物処理施設災害復旧事業 ● 火葬場整備事業 ● 公的医療機関整備事業
---	--

参考 17 激甚災害に係る財政援助措置

区分	財政援助措置
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	● 公共土木施設災害復旧事業 ● 公共土木施設災害関連事業 ● 公立学校施設災害復旧事業 ● 公営住宅施設災害復旧事業 ● 生活保護施設災害復旧事業 ● 児童福祉施設災害復旧事業 ● 老人福祉施設災害復旧事業 ● 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 ● 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業 ● 婦人保護施設災害復旧事業 ● 感染症指定医療機関災害復旧事業 ● 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外） ● 湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	● 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ● 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ● 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 ● 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ● 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ● 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 ● 共同利用小型漁船の建造費の補助
中小企業に関する特別の助成	● 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ● 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する特例 ● 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
その他の特別財政援助及び助成	● 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ● 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ● 私立学校振興会の業務の特例 ● 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ● 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例 ● 水防資材費の補助の特例 ● り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 ● 産業労働者住宅建設資金融通の特例 ● 公共土木施設、農地及び農業用施設等の小災害に係る地方債の元利補給等 ● 失業保険法による失業保険金の支給に関する特例

【総務企画部 ネットワーク班（未来創造課 DX 推進班）】

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
ネットワーク班	地域イントラネット基盤システムの被害の調査及び対策に関すること。	①地域イントラネット基盤システム（庁内ネットワークを管理）に不具合がないか確認し、復旧措置を行う。	発災後 3 時間以内
ネットワーク班	五島市総合行政電算システムの被害の調査及び対策に関すること。	①五島市総合行政電算システムに不具合がないか確認し、復旧措置を行う。	発災後 3 時間以内
ネットワーク班	グループウェアの被害の調査及び対策に関すること。	①グループウェアに不具合がないか確認し、復旧措置を行う。	発災後 3 時間以内

【総務企画部 会計班（会計課）】

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
会計班	災害対策に必要な経費の経理に関すること。	①救助にかかった費用をとりまとめ、県に報告する。 ②自衛隊派遣に関し、市が負担する経費を精算する（参考 18 市の経費負担）。	発災後 1 カ月以内
会計班	災害復旧・復興対策に関する資金収支に関すること。	①災害復旧・復興対策に関する資金収支を管理し、記録する。	発災後 1 カ月以内
会計班	義援金等の受領、保管及び配分に関すること。	①県、日本赤十字社長崎県支部、長崎県共同募金会と義援金募集（配分）委員会を組織し、義援金の募集方法等について協議する。 ②義援金の募集について広報する。 ③義援金の受付窓口や振込み指定口座を開設する。 ④義援金を受領し、義援金受付簿を作成する。	発災後 24 時間以内

参考 18 市の経費負担

- 派遣部隊の救援活動に必要な資料及び器材（自衛隊装備器材を除く）等の購入借上げ又は修理費
- 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の借上げ料
- 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、汲取料、電話及び入浴料等
- 無作為による損害補償

【市民生活部 市民班（市民課）】

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
市民班	各班からの被災者に関する住民情報の照会に関すること。	①各班から住民情報の問い合わせがあった際に対応する。	発災後 3 時間以内
市民班	災害相談窓口の開設、被災者の相談に関すること。	①各種被災者支援の制度に関する制度利用条件や手続きを把握する（参考 19 被災者の生活再建支援制度の例）。 ②相談体制を確立し、被災者の生活再建支援に関する相談窓口を開設するとともに、各種相談、申請を受け付け、内容に応じた適切な指導、助言等を行うとともに、各制度の担当窓口へ案内する。 ③相談窓口の開設、被災者の生活再建支援に関する制度内容等を広報する。 ④被災者の相談に統一的に対応するため、県と申請書類や審査基準等について協議する。	発災後 7 日以内
市民班	埋火葬許可証の発行に関すること。	①埋火葬許可証を発行する。	発災後 3 日以内

参考 19 被災者の生活再建支援制度の例

区分	支援内容
職業の斡旋	● 公共職業安定所による現地における職業相談、職業の斡旋
租税の徴収猶予、減免	● 国税、県税、市税の期限の延長、減免、徴収猶予等
生業資金の確保	● 生活福祉資金の貸付 ● 母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付 ● 生活保護 ● 災害弔慰金の支給 ● 災害障害見舞金の支給 ● 災害援護資金の貸付 ● 被災者生活再建支援金の支給 ● 児童救済金の支給
住宅の確保	● 独立行政法人住宅金融支援機構法による住宅の災害特別貸付

【市民生活部 罹災証明班（税務課）】

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
罹災証明班	罹災証明書（公的支援を受ける場合）の発行に関すること。	①罹災証明書の発行に係る被害認定調査の計画を作成する。 ②被害認定調査の実施について広報する。 ③被害認定調査に必要となる人員、備品を確保する。 ④調査計画に従い被害認定調査を実施する（現地調査のほか、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用する） ⑤調査結果をとりまとめる。 ⑥被災者台帳作成のための情報を本部対策班に提供する。 ⑧罹災証明書発行申請を受け、調査結果と照合して罹災証明書を発行する。 ⑨判定結果に不服がある場合など、必要に応じて再調査を実施し、罹災証明書を再発行する。	発災後 3 日以内

【市民生活部 環境衛生班（生活環境課）】

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
環境衛生班	仮設トイレの設置に関すること。	①被災状況等から仮設トイレの設置場所、必要数を検討する。 ②仮設トイレ及びその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等を確保する（不足する場合は事業者等から購入するか、県に斡旋を依頼する。） ③必要な場所に仮設トイレを設置する。 ④水道や下水道の復旧に伴い水洗便所が使用可能になった場合、速やかに仮設トイレを撤去する。	発災後 24 時間以内
環境衛生班	し尿・ごみの処理に関すること。	①し尿汲取り業者に協力依頼を行い、仮設トイレの汲取りを迅速に行う。 ②被災状況等から生活ごみの発生見込みを把握する。 ③必要に応じて、臨時のごみの集積場所を設定する。 ④ごみ収集委託業者に協力依頼を行い、一時的に大量に発生した生活ごみを収集、処理する。 ⑤必要に応じて、ごみ収集に必要な車両の借上げ、作業員の雇入れを行う。 ⑥必要に応じて、資機材の調達、近隣市町等への収集・処理の協力要請または広域処理体制整備などについて県に支援を要請する。	発災後 3 日以内

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
環境衛生班	災害廃棄物の処理に関すること。	①建物の被害状況からがれきの発生見込み量及び廃棄物処理施設の被害状況を把握する。 ②災害廃棄物処理に必要な車両、人員等を確保する。必要に応じて、車両の借上げ、作業員の雇入れを行う。 ③選別・保管・焼却のできる仮置場を確保する。 ④処理フローや仮置場の設置及び管理、焼却処理、最終処分場等の処理方法など、具体的な実施事項を整理した災害廃棄物処理実行計画を策定する（参考 20 災害廃棄物処理における留意事項）。 ⑤災害廃棄物処理実行計画に従い、災害廃棄物の仮置場への運搬、分別、破砕、焼却、埋め立て等の処理を行う。 ⑥市のみでは災害廃棄物処理が実施できないときは、県に支援を要請する。	発災後 3 日以内

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
環境衛生班(生活環境課長)	遺体の収容、処理に関すること。	①死体の処理場所及び死体の一時保存に必要な物品（シート、棺、保存剤等）を確保する。 ②処理場所に死体を受入れ、医師、警察が行う検視・検案に協力する。 ③身元が判明している死体を遺族に引き渡す。 ④身元が判明しない死体は、一時遺体安置所において埋葬までの間保存する。 ⑤身元が判明している漂流死体については、遺族、親戚、縁者または災害発生地在市町に連絡して引取りを依頼する。 ⑥被災市町等において引き取るいとまがない場合は、県に漂着の日時、場所等を報告し、その指示を受けて措置する。 ⑦身元が判明していない漂流死体については、災害救助法を適用された被災市町から漂着したものと推定される場合は、当該市町に連絡して引取りを依頼する。 ⑧被災市町等において引き取るいとまがない場合は、県に漂着の日時、場所等を報告し、その指示を受けて措置する。 ⑨災害救助法を適用された被災市町から漂着したものと推定できない場合は、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」により処理する。	発災後 24 時間以内

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
環境衛生班	埋火葬に関すること。	①火葬場の被災状況を把握し、市のみでは死体の火葬を行うことができない場合、県に対し広域火葬の応援を要請する。 ②一定期間身元が判明しない死体について、身元判明に必要な資料を保管した上で、火葬、埋葬を行う。 ③遺骨及び遺留品を保管する。	発災後 3 日以内
環境衛生班	し尿処理施設、ごみ処理施設、火葬場の応急対策に関すること。	①し尿処理施設、ごみ処理施設、火葬場の被害状況を確認するとともに、復旧措置を行う。	発災後 24 時間以内

参考 20 災害廃棄物処理における留意事項

- 危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- がれきの破砕・分別を徹底し、木材やコンクリートのリサイクルを図る。
- アスベスト等の有害な廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の規定に従い適正に処理する。

【福祉保健部 福祉班（社会福祉課）】

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
福祉班	協定を締結した福祉避難所の開設に関すること。	①福祉避難所の管理者と連絡し、要配慮者の受入れ可否を確認する（資料集 5-3. 福祉避難所一覧）。 ②各福祉避難所の状況（避難者数、支援のニーズ、必要物資等）を把握し、他の班と連携して必要な支援を行う。	発災後 3 日以内
福祉班	全ての障害者施設の被害状況把握に関すること。	①障害者施設の入所者、施設の被害状況を確認する。	発災後 3 時間以内
福祉班	避難行動要支援者の名簿管理（消防班等への提供）に関すること。	①避難行動要支援者名簿の情報を避難支援等関係者に提供する。	発災前～ 発災後 3 時間以内
福祉班	被災者生活再建支援金の申請、受付に関すること。	①被災者からの生活再建支援金の申請・受付手続きを行う。	発災後 3 日以内
福祉班	義援金、支援金、見舞金、弔慰金、災害援助金等の支給に関すること。	①義援金募集（配分）委員会において、義援金の配分方法を協議する。 ②義援金募集（配分）委員会において検討した義援金の配分方法に従い、被災者へ義援金を配分する。	発災後 3 日以内

【福祉保健部 こども班（こども未来課）】

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
こども班	全ての児童福祉施設の被害状況把握に関すること。	①児童福祉施設の利用者、施設の被害状況を確認する。	発災後 3 時間以内
こども班	保育が受けられるための体制整備に関すること。	①施設が被災した場合、施設の応急復旧を支援する。 ②応急保育の実施に必要な保育士の確保を支援する。 ③応急保育計画を作成し、応急保育の開始時期及び方法を児童及び保護者に連絡する。 ④応急保育計画に従い応急保育を実施する。	発災後 3 日以内

【福祉保健部 高齢者班（長寿介護課）】

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
高齢者班	全ての高齢者福祉施設の被害状況把握に関すること。	①高齢者福祉施設の入所者、施設の被害状況を確認する。	発災後 3 時間以内
高齢者班	支援が必要な高齢者（避難行動要支援者）の安全確保の支援に関すること。	①支援が必要な高齢者について、安全確保のための支援を行う。	発災前～ 発災後 3 時間以内

【福祉保健部 保健医療班（国保健康政策課）】

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
保健医療班	保健所及び医療機関との連絡調整に関すること。	①五島保健所、五島中央病院などの医療機関との連絡調整を行う。	発災後 3 時間以内
保健医療班	災害派遣医療チーム等の受入れに関すること。	①必要に応じて、五島医師会、五島中央病院または県に対し、救護班の派遣を要請する。	発災後 3 時間以内
保健医療班	救護所の設置・応急治療に関すること。	①負傷者等発生状況を把握し、適切な場所に救護所及び避難所内救護所を設置する。 ②救護所及び避難所内救護所の運営に必要な人員を確保する（資料集 9-5. 主な医療救護班一覧）。 ③救護所及び避難所内救護所の設置場所及びスタッフの概要等の情報を県に通知する。 ④救護所及び避難所内救護所の収容状況を把握する。	発災後 3 時間以内
保健医療班	医薬品等の調達及び配分輸送に関すること。	①医薬品、医療・救急資機材、血液等の必要数を推定し、必要量を調達する。 ②医薬品、医療・救急資機材、血液等が不足する場合は、県に調達を要請する。 ③必要に応じて、医薬品等集積所の設置・管理を行う。	発災後 3 時間以内
保健医療班	被災者・避難者の心身の健康管理に関すること。	①保健所と連携し、保健師、管理栄養士等による健康相談及び栄養相談を実施する。 ②精神保健福祉センターと連携し、被災者及び救護活動従事者等のメンタルヘルスケアを行う。 ③被災者に対し、自身等の健康管理について啓発する（参考 21 健康管理に関する広報事項の例）。	発災後 3 日以内

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
保健医療班	感染症の予防に関すること。	①防疫活動が必要な地域を把握し、人数、薬剤等の必要量を算出する。 ②保健所と協力して防疫班を編成する（不足する場合は医師会等の協力を要請する） ③防疫活動に必要な資材を確保する。不足する場合は、以下の方法により調達する。 ア 卸売業者等から購入 イ 県に調達を要請 ④「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「予防接種法」に基づき、必要な防疫措置を実施する。 ⑤市のみでは十分な防疫活動が実施できないときは、県に代執行を要請する。	発災後 24 時間以内

参考 21 健康管理に関する広報事項の例

- 避難所への避難者や車中泊避難者等におけるエコノミークラス症候群の予防対策
- 食中毒予防の注意喚起
- 自己努力によって飲料水を確保する場合の衛生上の注意

【地域振興部 避難所班（地域協働課）】

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
避難所班	避難所の運営に関すること	①避難者名簿を作成し、避難者数を本部対策班へ報告する（参考 22 避難所の開設準備事項）（参考 23 避難所の任務）。 ②避難所開設後、速やかに要配慮者スペースを確保する。 ③避難所運営の協力者を確保し、避難所の運営や炊出しなどを実施する。 ④避難所での共同生活が難しい要配慮者を把握したときは、避難所班長へ連絡する。 ⑤各避難所の状況（避難者数、支援のニーズ、必要物資、避難所外避難者・要配慮者の情報等）を把握し、他の班と連携して必要な支援を行う（参考 24 避難所の運営支援における留意事項）。 ⑥LP ガス協会五島支部との協定に基づき、炊き出しに必要なプロパンガス及び器具等を確保する。調達できないときは、県に以下の事項を示し、調達の斡旋を要請する。 ア 必要なプロパンガスの量 イ 必要な器具の種類及び個数 ⑦避難所等に炊き出し場所を確保する。 ⑧隣接避難所の統合を実施するほか、残留避難者の受入れ先を調整する。 ⑨運営スタッフと協力して後片付けを行い、施設の原状を回復する。 ⑩避難所運営に関する記録等を取りまとめる。	発災後 3 時間以内

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
避難所班	避難所外避難者の支援に関する こと。	①指定避難所以外の場所で避難し ている被災者を把握し、支援を行 う。	発災後 3 時間以内
避難所班	避難所ボランティアの受入れに関 すること。	①五島市社会福祉協議会などと協 力して、避難所運営のボランティア を受入れる。	発災後 3 日以内
避難所班	自治会長等及び自主防災組織との 連絡調整に関すること。	①必要に応じて、自主防災組織等の 民間団体に協力を依頼する（参考 25 民間団体の協力活動内容）。	発災後 3 時間以内

参考 22 避難所の開設準備事項

- 台風時は事前に避難所開設準備を行い、早めに避難してくる避難者に対応する。
- 高齢者等避難の発令時に開設する指定緊急避難場所は、事前に指定し周知する。
- 避難指示の発令時にはすべての指定緊急避難場所を開設する。
- 地震により施設の安全が確保できないと判断した場合は、本部に電話連絡する。

参考 23 避難所の任務

- 避難者名簿の作成（住所、氏名、年齢、家族構成）
 - ・ 避難住民の転出・入の確認をすること。（どこから来たか、どこへ行ったかを確認）
- ペット同行避難場所の開設（福江小学校、勤労福祉センター、富江中学校、玉之浦支所、三井楽中学校、奈留小中学校）
- 傷病者の搬送（担架等を使い医療機関または救護所へ搬送）
- 生活物資（水・食糧・物資）の受入・管理・配給
 - ・ 品目、数量について、避難所班と調整する。
 - ・ 搬送について、備蓄物資班と調整する。
 - ・ 配付物資は記録する。
- 仮設トイレの設置
- 仮設電話の設置（期間は限定）
- 高齢者、傷病者等要配慮者への配慮
 - ・ 福祉班、こども班、高齢者班との連絡を密にし、要配慮者への適正な対応をする。
 - ・ 要配慮者用スペースの確保、必要な介護・医療用品の調達等、避難所生活について十分配慮する。
- 情報の提供
 - ・ 常に災害に対する正確な情報を収集し、掲示板等により市民へ正しい情報を提供する。（家族、知人の安否や被害状況等）
 - ・ 掲示コーナーを設置する。
 - ・ 各種情報は担当者が内容をチェックし統一した内容を提供する。
 - ・ 被災者支援に関する情報を提供する。

- 避難生活の手助け
 - ・ 来訪者及び電話の対応
 - ・ 避難所の衛生管理（廊下、便所、湯沸場のチェック）
 - ・ 避難者の健康状態の把握
- ボランティアとの調整、スタッフ会議の開催
- 施設の運営管理

参考 24 避難所の運営支援における留意事項

- 食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。
- 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。
- 県と協力して、避難所における衛生面や他の避難者への影響に配慮して、避難所または避難所とは別に愛玩動物を適正に収容し飼育できる施設を設置するよう努める。
- 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- 車中泊避難者などのやむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- 災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努める。

参考 25 民間団体の協力活動内容

- 災害現場における応急措置と患者の搬出、危険箇所の発見及び連絡等の奉仕
- 救護所の設置に必要な準備、救護所における患者の世話等の奉仕
- 被災者に対する炊出し、給水の奉仕
- 被災者の誘導、搬出家財等の監視と整理の奉仕
- 関係機関の行う被害調査、警報伝達の連絡

【地域振興部 文化観光班（文化観光課）】

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
文化観光班	観光施設・文化財等の被害調査に関すること。	①観光施設・文化財の所有者または管理者と連絡をとり、被災状況を把握する。 ②観光施設・文化財の所有者または管理者に対し、被災した施設等に対する必要な復旧対策等について支援・指導を行う。	発災後 3 時間以内
文化観光班	観光客の被災状況の調査・帰宅の支援に関すること。	①宿泊施設や避難所に避難している観光客の数等を把握し、帰宅までの支援を行う。 ②宿泊施設に避難している市民の数等を把握し、避難所班へ連絡する。	発災後 3 時間以内

【地域振興部 備蓄物資班（スポーツ振興課）】

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
備蓄物資班	食糧及び生活必要物資の調達及び輸送（輸送手段の確保含む）に関すること。	①物資輸送拠点候補施設の被災状況や避難所としての利用状況等を考慮の上、開設する物資輸送拠点を決定する（参考 26 物資輸送拠点の候補施設）。 ②必要に応じて、物資輸送拠点として、県立高校体育館等を借用する。 ③物資輸送拠点の運営・管理を行う。 ④輸送手段が不足する場合、民間輸送業者（トラック協会等）の車両など、関係機関が保有する輸送手段（車両等及び必要に応じて運転手）を借り上げる（参考 27 費用の基準及び支払い）（資料集 8-2. 市内事業者等が保有する車両・船艇）。 ⑤必要に応じて、県、自衛隊等へ車両の応援を要請する。 ⑥食糧・生活必需品等の供給に必要な人員、輸送車両を確保する。 ⑦食糧・生活必需品等を供給拠点へ輸送する。 ⑧自主防災組織等の協力を得て、供給拠点から指定避難所へ食糧・生活必需品等を輸送する。	発災後 3 時間以内
備蓄物資班	電気、ガス、ガソリンなどの供給状況の確認に関すること。	①市内の電気事業者、ガス会社、ガソリンスタンドの営業状況を把握する。 ②市内のみでは燃料が確保できない場合、県に供給を要請する。	発災後 3 時間以内

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
備蓄物資班	国・県・他自治体等からの支援物資の受入れ、管理及び配分に関すること。	①被災者数から、食糧・生活必需品等の必要量を把握する。 ②調達した食糧・生活必需品等の保管場所を指定し、管理責任者及び警備員を配置する。 ③提供を受けた食糧・生活必需品等の受付記録を作成し、保管する。 ④備蓄物資が不足する場合、食糧・生活必需品等を調達する。(県、他市町へ要請)(参考 28 食糧・生活必需品等の調達方法) ⑤保有する食糧・生活必需品等の配分計画を作成する。 ⑥県や日本赤十字社等と調整し、義援品の受入れを希望する物資、希望しない物資をリスト化する。 ⑦義援品の受入れ場所(義援品の送付先)を決定する。 ⑧義援品の受入れ場所を開設する。 ⑨義援品を受領し、義援品受付簿を作成する。 ⑩受付けた義援品の配分計画を作成する。 ⑪配分計画に従い、義援品を避難所等へ配布する。	発災後 3 時間以内
備蓄物資班	ヘリコプターによる輸送に関すること。	①ヘリコプターによる輸送が必要な場合は、県または陸上自衛隊第 16 普通科連隊に要請する(参考 29 ヘリコプターによる輸送要請時の伝達事項)。	
備蓄物資班	ヘリポートの開設に関すること。	①ヘリポート開設場所を選定する(資料集 8-3. ヘリコプター離着陸地)。 ②ヘリポートの設営を行う(参考 30 ヘリポートの設営)。 ③着陸の際は、着陸帯から 20～30m 離れた風上側に誘導員を配置する。	

参考 26 物資輸送拠点の候補施設

- 市民体育館
- 富江支所
- 玉之浦支所
- 岐宿 B&G 海洋センター体育館
- 三井楽多目的研修施設
- 奈留総合体育館

参考 27 費用の基準及び支払い

- 輸送業者による輸送、あるいは車両等の借上げは、本県の地域における慣行料金（国土交通省の認可及び届出運賃料金以内）による。
- 自家用車両等の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送業者に支払う料金の範囲内（おおむね 8 割程度以内）で所有者と協議して定める。
- 官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費負担（運転手雇上げのときは賃金）程度の費用とする。
- 運送費あるいは借上料の請求にあたって、債権者は輸送明細書（資料編参照）を請求書に添付して提出する。

参考 28 食糧・生活必需品等の調達方法

- 【災害救助法または国民保護法適用前（第 1 段階）】
- 「災害時における救援物資供給等の協力に関する協定」等に基づき市内協定業者に対し協力要請を行う。
 - 「災害時の相互物資援助に関する協定」に基づき新上五島町に対して協力要請を行う。
 - 長崎県農産園芸課に対して協力要請を行う。
 - 必要に応じて、次の事項を示して県に調達又は斡旋を要請する。
 - ア) 調達斡旋を必要とする理由
 - イ) 必要な緊急物資の品目及び数量
 - ウ) 引渡しを受ける場所及び引き受け責任者
 - エ) 連絡課及び連絡責任者
 - オ) 荷役作業員の派遣の必要の有無
 - カ) 経費負担区分
 - キ) その他参考となる事項
- 【災害救助法または国民保護法適用後（第 2 段階）】
- 長崎県知事が長崎農政事務所長より買受けた米穀について、引渡しを受ける。
 - その他物資については、関係事業者等から長崎県知事が購入し、市はその供給を受ける。

参考 29 ヘリコプターによる輸送要請時の伝達事項

- 災害の状況と活動の具体的内容（物資の量、輸送人数等）
- 活動に必要な資機（器）材等
- ヘリポート及び給油体制
- 要請者、現場責任者及び連絡方法
- 資機（器）材等の準備状況
- 気象状況
- ヘリコプターの誘導方法
- 他のヘリコプターの活動状況
- その他必要な事項

参考 30 ヘリポートの設営

- 上空から確認しやすいよう、離着陸帯（直径約 10m）を石灰等に表示する。
- 離着陸帯の中心から半径 30m の範囲内の飛散物（紙、ビニール、板等）を撤去または固定する。
- ヘリコプターの風圧により砂塵が舞い上がらないよう散水する。
- 各出入り口を閉鎖し、安全員を配置する等、立入禁止措置をとる。
- 風向きが確認できるよう、吹き流し、発煙筒等を着陸地点から 40～50m 離し設置する。

【産業振興部 商工交通班（商工雇用政策課）】

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
商工交通班	商工業関連の被害調査に関すること。	①商工業関連施設等の被害状況を確認する。	発災後 3 時間以内
商工交通班	公共交通機関の被害状況の調査、運航連絡調整に関すること。	①公共交通機関の被害状況、運航状況の調査を行い、各班に共有する。 ②道路状況や、港湾、漁港の状態など公共交通機関の運航に必要な情報を収集し、事業者へ提供する。	発災後 3 時間以内
商工交通班	被災した中小企業者に対する融資に関すること。	①県、福江商工会議所、五島市商工会、日本政策金融公庫、金融機関等と連携して、制度利用条件や手続きを把握する。 ②相談体制を確立し、中小企業の再建資金に関する相談窓口を開設する。 ③相談窓口の開設、中小企業の再建に関する制度内容等を広報する。 ④被災者の相談に統一的に対応するため、関係機関や県と、相談・指導内容について協議する。 ⑤各種相談、申請を受付け、内容に応じた適切な指導、助言等を行うとともに、必要な手続きを行う。	発災後 7 日以内

【産業振興部 農林班（農林課）】

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
農林班	農林畜産物の見回り及び被害調査に関すること。	①農地、林地、農林畜産業用施設の被害状況を把握する。 ②必要に応じて、被災した農林畜産関連業者への指導、助言を行う。 ③畜舎の倒壊又は余震等により倒壊の恐れがあり適正な飼育が困難であるときは、家畜の管理者に対し安全な場所に家畜を避難させるように指導する。 ④必要に応じて、家畜の避難先を確保する。	発災後 3 時間以内
農林班	農地、林地及び農林畜産業用施設（市が所管するものに限る。）の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。	①土砂災害発生のおそれのある危険箇所の安全対策を講じる。 ②土砂災害の前兆現象等が確認された場合は、直ちに災害対策本部へ報告する。 ③台風、高潮、津波等により沿岸貯木場における貯木の流出のおそれがある場合、五島森林組合に対し、流出防止のための措置を指導する。 ④貯木が流出した場合は、海上保安署等に除去を要請する。	発災前～ 発災後 3 時間以内
農林班	農林畜産事業者に対する支援に関すること。	①県、農協、日本政策金融公庫等と連携して、制度利用条件や手続きを把握する（参考 31 農林漁業者に対する貸付の例）。 ②相談体制を確立し、農林漁業災害復旧資金に関する相談窓口を開設する。 ③相談窓口の開設、農林漁業災害復旧に関する制度内容等を広報する。 ④被災者の相談に統一的に対応するため、関係機関や県と、相談・指導内容について協議する。	発災後 7 日以内

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
		⑤各種相談、申請を受付け、内容に応じた適切な指導、助言等を行うとともに、必要な手続きを行う。	
農林班	農林畜産業関連団体との連絡調整に関すること。	①農林畜産業関連団体と連携して、被害状況の確認、支援の実施などを行う。	発災後 24 時間以内
農林班	家畜伝染病対策に関すること。	①家畜伝染病の予防対策を行い、発災後はただちに必要な処置を行う。	発災前～ 発災後 3 時間以内
農林班	罹災家畜収容に関すること。	①死亡獣畜を把握したときは、化製場または死亡獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は、化製場法に基づき、死亡獣畜取扱場の除外申請書を知事に提出する。 ②死亡家禽については、保健所の指導のもと所有者の農地等で消毒した後に埋却し、処理の場所について届け出る。	発災後 3 時間以内
農林班	土砂災害警戒区域に関すること。	①農林班が所管する土砂災害発生のおそれのある危険箇所の安全対策を講じる。 ②土砂災害の前兆現象等が確認された場合は、直ちに災害対策本部へ報告する。	発災前～ 発災後 3 時間以内

参考 31 農林漁業者に対する貸付の例

- 天災資金の貸付（天災融資法）
- 農林漁業資金の貸付（株式会社日本政策金融公庫法）
 - ・ 農林漁業施設資金
 - ・ 農林漁業セーフティネット資金
- その他の災害資金貸付
 - ・ 日本政策金融公庫資金：農業基盤整備資金、林業基盤整備資金（樹苗養成施設）、林業基盤整備資金（林道）、漁船（災害）資金、漁業基盤整備資金
 - ・ 農協系統資金：農業近代化資金
- 長崎県災害対策特別資金・長崎県沿岸漁業等振興資金

【産業振興部 水産班（水産課）】

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
水産班	水産施設（市が所管するものに限る。）、漁港施設の見回り、被害調査、応急対策及び復旧に関すること。	①市が管理する漁港の被災状況を把握し、応急復旧方針（応急工事の優先順位等）を検討する（資料集 8-4. 防災拠点漁港）。 ②建設業者への緊急要請により、応急工事を実施する体制を確保する。 ③土木建設関連協会等への要請により、工事用特殊車両や復旧資材等を確保する。 ④被災した漁港の応急工事を行う（参考 32 応急工事の内容）。 ⑤市が管理する漁港について、貯木の流出により船舶の運航に支障がある場合は、貯木の除去を行う。	発災後 3 時間以内
水産班	漁業協同組合との連絡調整に関すること。	①漁業者の被害状況の確認や支援について、漁業協同組合と連携して実施する。	発災後 24 時間以内
水産班	漁港の潮位の通報及び監視並びに警戒に関すること。	①漁港の潮位について確認し、異常があった場合、関係機関に共有する。	発災前～ 発災後 3 時間以内
水産班	り災漁業者の操業再開に関すること。	①県、漁協、日本政策金融公庫等と連携して、制度利用条件や手続きを把握する。 ②被災者の相談に統一的に対応するため、関係機関や県と、相談・指導内容について協議する。 ③各種相談、申請を受付け、内容に応じた適切な指導、助言等を行うとともに、必要な手続きを行う。	発災後 7 日以内
水産班	海岸線の巡回に関すること（津波注意報、津波警報または大津波警報が発表されたとき）	津波到達まで時間的余裕がある場合は、海岸線（漁港等）を巡回し、避難誘導等を行う。	

参考 32 応急工事の内容

区分	応急工事の内容
河川、海岸	通常本工事より規模の小さい仮の構造物を設置し、水の流出を止める工事を行う。
道路	被害の状況に応じておおむね次の仮工事により応急の交通確保をはかる。 ● 排土作業又は盛土作業 ● 仮舗装作業 ● 障害物の除去 ● 仮道、さん道、仮橋等の設置
砂防施設	● 流路工が決壊したときは、仮工事として施工する場合は、土俵、石俵又は板柵等をもって通常の出水に耐え得る程度とし、高さは中水位程度に止める。また仮工事では著しく手戻り工事となるか、又は効果のないと認められる場合は応急本工事として被災水位までの高さの堤防、護岸を施工する。 ● 砂防えん堤が決壊した場合は、通水のための土砂排除工事を実施し、堆積土砂が新河道に流入しないよう板柵その他の工法を施工する。
港湾、漁港	● 高潮、波浪による防潮堤の破堤又は欠壊のおそれがある場合には補強工作を行い、破堤又は欠壊した場合には潮止め工事、拡大防止応急工事を施工する。 ● 河川からの土砂流入及び波浪による漂砂によって航路、泊地が埋そくし、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。 ● 岸壁、物揚場等の決壊に対する応急措置は、欠壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。

【建設管理部 土木班（建設課土木班、維持係、管理課港湾管理事務所）】

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
土木班	河川及び公共土木施設の見回り、被害調査、応急対策及び復旧に関する こと。	①市が管理する道路の被災状況を 確認する。 ②河川、海岸や土砂災害の危険箇所 等の危険箇所の点検を実施する。 ③二次被害の防止対策を講じ、災害 発生のおそれがある場合は、速やか に安全を確保する。 ④市が管理する海岸、河川、道路、 砂防施設の被災状況を把握し、応急 復旧方針（応急工事の優先順位等） を検討する（資料集 6-3. 県管理河 川、資料集 6-4. 五島市内の海岸保全 区域）。 ⑤被災した海岸、河川、道路、砂防 施設の応急工事を行う（参考 33 応 急工事の内容）。	発災前～ 発災後 3 時間以内
土木班	仮設道路の建設、障害物の除去に関 すること。	①市が管理する道路について、放置 車両や立ち往生車両が発生し、緊急 通行車両の通行を確保するため必 要があるときは、運転者等に対し車 両の移動等を命令する（運転者等が いない場合等は、自ら車両の移動等 を行う） ②必要に応じて仮設道路を建設す る。	発災後 3 時間以内
土木班	土砂災害防止対策に関すること。	①土木班が所管する土砂災害発生 のおそれのある危険箇所の安全対 策を講じる。 ②土砂災害の前兆現象等が確認さ れた場合は、直ちに災害対策本部へ 報告する。	発災前～ 発災後 3 時間以内
土木班	建設業者及び応急対策要員（作業 員）の確保に関すること。	①建設業者への緊急要請により、応 急工事を実施する体制を確保する。 ②河川、海岸や土砂災害の危険箇所 等の点検に必要な人員、資機材を確 保する（専門技術者等を活用する）	発災後 3 時間以内

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
		③土木建設関連協会等への要請により、工事用特殊車両や復旧資材等を確保する。	
土木班	災害時における通行止め及び迂回路の設定に関すること。	①市が管理する道路について、危険な状況を把握したときは、う回路を設定した上で、交通規制を行う。 ②交通規制の実施について警察その他の関係機関に伝達する。 ③警察及び他の道路管理者と協力し、市内の道路の通行可否を把握する。	発災後 3 時間以内
土木班	避難路、輸送路の確保に関すること。	①必要に応じて避難路、輸送路を確保する。	発災前～ 発災後 3 時間以内

参考 33 応急工事の内容

区分	応急工事の内容
河川、海岸	通常本工事より規模の小さい仮の構造物を設置し、水の流出を止める工事を行う。
道路	被害の状況に応じておおむね次の仮工事により応急の交通確保をはかる。 ● 排土作業又は盛土作業 ● 仮舗装作業 ● 障害物の除去 ● 仮道、さん道、仮橋等の設置
砂防施設	● 流路工が決壊したときは、仮工事として施工する場合は、土俵、石俵又は板柵等をもって通常の出水に耐え得る程度とし、高さは中水位程度に止める。また仮工事では著しく手戻り工事となるか、又は効果のないと認められる場合は応急本工事として被災水位までの高さの堤防、護岸を施工する。 ● 砂防えん堤が決壊した場合は、通水のための土砂排除工事を実施し、堆積土砂が新河道に流入しないよう板柵その他の工法を施工する。
港湾、漁港	● 高潮、波浪による防潮堤の破堤又は欠壊のおそれがある場合には補強工作を行い、破堤又は欠壊した場合には潮止め工事、拡大防止応急工事を施工する。 ● 河川からの土砂流入及び波浪による漂砂によって航路、泊地が埋そくし、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。 ● 岸壁、物揚場等の決壊に対する応急措置は、欠壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。

【建設管理部 住宅対応班（建設課建築都市計画班、住宅道路用地班、管理課空き家・公園班、地籍調査班）】

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
住宅対応班	民間住宅、市営住宅及び都市公園の見回り、被害調査及び応急対策（市道の通行に支障があるものに限る。）に関する事。	①民間住宅、市営住宅、都市公園などの被害状況を確認し、市道の通行に支障がある場合、応急対策を実施する。	発災後 3 時間以内
住宅対応班	被災建築物の危険度応急判定に関する事。	①大規模な地震が発生した場合は、宅地の被害情報の把握を行い、これを基に危険度判定の要否の判断を行う。 ②危険度判定が必要と判断した場合は、県へ被災宅地危険度判定士の派遣を要請する ③関係機関及び工場・事業場と連絡を取り、有害物質の漏洩及びアスベストの飛散の有無、汚染状況、原因等の情報を収集する。 ④必要に応じて、漏洩等防止のための応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等を行う。 ⑤被災建築物の危険度判定について、県との調整窓口として対応する。	発災後 3 時間以内
住宅対応班	応急仮設住宅の建設に関する事。	①住宅の被災状況から応急仮設住宅の必要戸数を把握する。 ②市営住宅の空き状況を把握する。 ③他機関の公営住宅、民間賃貸住宅、企業の社宅・寮の応急仮設住宅としての活用について、その所有者に要請する。 ④応急仮設住宅の建設用地を確保する（参考 34 仮設住宅建設可能用地リスト）。 ⑤建築業関係団体等の協力を得て応急仮設住宅を建設する（高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置に	発災後 7 日以内

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
		努める)。 ⑥建築業者が不足する場合や、建築資機材を調達できない場合、県に斡旋または調達を要請する（参考 35 住宅確保に関する県への要請を行う場合の伝達事項）。	

参考 34 仮設住宅建設可能用地リスト

名称	所在地	敷地の形状	土砂災害警戒区域	建設可能敷地面積 (㎡)
五島市中央公園	三尾野町 266 番地 1	グラウンド	区域外	16,024
旧久賀小学校グラウンド	久賀町 205 番地 2	グラウンド	一部区域内	4,617
梶島小中学校グラウンド	伊福貴町 931 番地 2	グラウンド	一部区域内	7,861
特別養護老人ホームみみらくの里跡地	三井楽町濱ノ畔 3125 番地 3	更地	区域外	4,334
岐宿小学校グラウンド	岐宿町岐宿 2404 番地	グラウンド	区域外	3,951
川原小学校グラウンド	岐宿町川原 2370 番地	グラウンド	一部区域内	7,548
山内小学校グラウンド	岐宿町中嶽 796 番地 1	グラウンド	区域外	4,655
奈留総合グラウンド	奈留町浦 468 番地 74	グラウンド	区域外	21,439
奈留総合グラウンドサブグラウンド	奈留町浦 619 番地 33	グラウンド	区域外	7,057
宮の森総合公園多目的グラウンド	奈留町船廻 930 番地 4 外	グラウンド	一部区域内	8,000

参考 35 住宅確保に関する県への要請を行う場合の伝達事項

応急仮設住宅の建設	住宅の応急修理	住宅等に流入した障害物の除去
● 被害戸数（全焼、全壊、流失） ● 設置を必要とする住宅の戸数 ● 調達を必要とする資機材の品目及び数量 ● 派遣を必要とする建築業者数 ● 連絡責任者 ● その他参考となる事項	● 被害戸数（半焼、半壊） ● 修理を必要とする住宅の戸数 ● 調達を必要とする資機材の品目及び数量 ● 派遣を必要とする建築業者数 ● 連絡責任者 ● その他参考となる事項	● 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別） ● 除去に必要な人員 ● 除去に必要な期間 ● 除去に必要な機械器具の品目別数量 ● 除去した障害物の集積場所の有無

【建設管理部 水道班（水道局）】

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
水道班	上水道施設の見回り、被害調査、応急対策及び復旧に関すること。	①水道施設の被災状況を把握し、応急復旧計画を作成する。 ②応急復旧に必要な資機材、車両、作業員を確保する。作業員が不足する場合は、水道局指定業者の出動を要請する。 ③応急復旧計画に従い水道施設の応急復旧工事を実施する。	発災後 24 時間以内
水道班	非常用飲料水の給水に関すること。	①被災地の通水状況、避難所、医療施設、社会福祉施設等の状況等を把握し、応急給水計画を作成する（資料集 9-4. 上水・簡水施設による給水状況）。 ②給水用の車両を確保する（水道局所有の水槽を活用し、不足する場合は事業者へ水槽付運搬車の協力を要請する） ③給水に必要な燃料、浄水用の薬品及び資材を確保する。 ④市のみでは飲料水の供給が実施できないときは、以下の事項を示して県に調達または斡旋を要請する。 ア 給水を必要とする人員 イ 給水を必要とする期間及び給水量 ウ 給水する場所 エ 必要な給水器具、薬品、水道用資機材の品目別数量 オ 給水車のみ借り上げの場合は、その必要台数 ⑤保健所に給水に関する指導監督を依頼する。 ⑥応急給水計画に従い、給水活動を行う。 ⑦給水時間、給水場所を広報する。	発災後 24 時間以内

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
		⑧地震発生後約8日を目途に仮設共有栓等を設置する。	
水道班	水道水源の確保に関すること。	①以下の方法により補給水源を確保する。 ア 上水、各簡水の活用 イ 湧水、井戸水の活用（保健所の指導を得る）	発災後 24時間以内

【教育対策部 教育施設班（教育総務課）】

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
教育施設班	学校教育施設の被害調査に関する こと。	①以下の方法により各学校施設の被害状況を把握する。 ア 災害発生直後は、各学校長に被害状況及びこれに対する応急措置の概要の報告を求める。 イ 被災校に職員を派遣し、被災状況の資料を作成する。 ②施設が被災した場合、施設の応急復旧を実施する。	発災後 3 時間以内
教育施設班	発災後の給食再開に関すること	①給食センターが被災した場合は、その状況を県に報告するとともに、できるだけ早く給食を再開する。	発災後 3 日以内
教育施設班	社会教育施設の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。	①公民館その他の社会教育施設の被災状況を把握する。 ②必要に応じて、被災施設に対し応急修理等の必要な措置を実施する。	発災後 3 時間以内

【教育対策部 教育班（学校教育課）】

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
教育班	児童及び生徒の避難及び救護に関すること。	①避難対象地域内の学校に避難情報を伝達し、避難状況を把握する。 ②以下の方法により各学校の児童、生徒、教職員の被害状況を把握する。 ア 災害発生直後は、各学校長に被害状況及びこれに対する応急措置の概要の報告を求める。 イ 被災校に職員を派遣し、被災状況の資料を作成する。	発災後 3 時間以内
教育班	発災後の教育再開に関すること。	①県と調整し、教育再開に必要な教職員を確保する。 ②教育再開計画を作成し、教育再開の開始時期及び方法を児童、生徒及び保護者に連絡する。 ③施設が被災した場合、教育の実施場所を確保する（参考 36 教育再開場所の考え方）。 ④教育再開計画に従い教育を再開する（参考 37 教育再開における留意事項）。	発災後 3 日以内
教育班	学用品及び教科書の調達・配分に関すること。	①教科書、学用品等の必要数を取りまとめ、県に供給を依頼する。	発災後 3 日以内

参考 36 教育再開実施場所の考え方

被災の程度	応急教育実施場所
学校の校舎が一部災害を受けた程度の場合	● 特別教室、屋内運動場等を利用する。 ● 2 部授業を実施する。
学校の校舎が全部災害を受けた場合	● 公民館その他の公共施設等を利用する。 ● 隣接学校の校舎を利用する。 ● 応急仮設校舎を建設する。
特定の地区全体について相当大きな災害を受けた場合	● 避難先の最寄りの学校、公民館その他の公共施設等を利用する。 ● 応急仮設校舎を建設する。
市内大部分（広域な範囲）について大災害を受けた場合	● 避難先の最寄りの学校、公民館その他の公共施設等を利用する。 ● 応急仮設校舎を建設する。

参考 37 教育再開における留意事項

- 児童生徒の登下校時の安全確保に留意する。
- 学校が地域の避難所となる場合は、以下の事項に留意する。
 - ・ 避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難所運営の責任者に対し、その利用について必要な指示をする。
 - ・ 学校管理に必要な教職員を確保し、施設、設備の保全に努める。
 - ・ 避難生活が長期化する場合、応急教育活動と避難活動との調整について県と必要な協議を行う。

【出張所】

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
出張所	担当する避難所に関し、避難所班の業務全般に関すること。	①避難所班と連携し、避難所運営を行う。	発災後 3 時間以内
出張所	本庁（情報収集連絡班）との連絡に関すること。	①情報収集連絡班へ、必要な情報を報告するとともに、被災箇所については、災害情報システムへ入力する。	発災後 3 時間以内

【支所】

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
支所窓口班	本庁（情報収集連絡班）との連絡に関すること。	①情報収集連絡班へ、必要な情報を報告するとともに、被災箇所については、災害情報システムへ入力する。	発災後 3 時間以内
支所地域振興班	本庁との協力の上、災害対応全般に関すること。	①各班と連携して、災害対応を行う。	発災後 3 時間以内

【消防対策部 消防総務班（消防本部総務課）】

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
消防総務班	消防対策部の物資の調達出納に関すること。	①消防対策部が行う各種活動に必要なとなる物資の調達や出納事務を行う。	発災前～ 発災後 3 時間以内
消防総務班	消防対策部の車両の燃料調達に関すること。	①消防対策部が行う各種活動に使用する車両の燃料を調達する。	発災前～ 発災後 3 時間以内

【消防対策部 予防班（消防本部消防課予防係）】

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
予防班	火災予防に関すること。	①一たび火災が発生すると、大規模火災へと発展する恐れがある「重点防火指導対象地域」を中心に、通電火災の注意喚起広報及び火災の早期発見を行う。	発災前～ 発災後 3 時間以内
予防班	火災の調査に関すること。	●「火災報告等取扱要領」に基づき火災報告を行う。	発災後 3 時間以内

【消防対策部 危険物班（消防本部消防課危険物係）】

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
危険物班	危険物の調査に関すること。	①危険物施設等と連絡を取り、二次災害防止のための点検を要請する。 ②危険物施設等の点検結果を把握する。 ③二次被害の危険がある場合、施設管理者に応急措置を要請するとともに、これに協力する。 ④必要に応じて、消火、救急・救護、避難誘導を行う。	発災前～ 発災後 3 時間以内

【消防対策部 警防班（消防本部消防課警防係）】

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
警防班	消防の警戒配置に関すること。	①本署・各出張所において警戒レベル4～5で職員を招集し、災害危険箇所又は要支援者情報を活用し、重点的に警戒巡視を指示する。	発災後 3時間以内
警防班	通信統制に関すること。	①災害の状況に応じ活動範囲を決定し、各無線局の通信を統制して無線運用を円滑に行うようにする。	発災前～ 発災後 3時間以内
警防班	消防団員の配置、非常召集、出動命令に関すること。	①災害警戒レベルや災害状況に応じて、総務課危機管理班と協議し、出動団や出動車両数、団員数の決定を行う。	発災後 3時間以内
警防班	医療機関との連絡調整に関すること。	①救急搬送件数の増加により各医療機関と受入れに関して調整し、円滑な傷病者の搬入に努める。必要に応じて、医療機関への隊員投入を行い、無線運用を活用した傷病者情報の管理を行う。	発災後 3時間以内
警防班	救助・消火活動の他市町の応援要請に関すること。	①必要に応じて、五島市消防本部受援計画に基づき、長崎県消防相互応援隊及び緊急消防援助隊へ応援要請を行う。	発災後 3時間以内
警防班	長崎県防災航空隊等の派遣要請に関すること。	①必要に応じて、県または緊急輸送関係機関に対し、車両、ヘリコプターによる救急搬送を要請する。	発災後 3時間以内
警防班	気象情報等の受理及び通報に関すること。	①長崎地方気象台とweb接続により常にリアルタイムな気象情報の収集を行い、市民への広報活動を行う。	発災前～ 発災後 3時間以内
警防班	水防活動・土砂災害警戒活動に関すること。	①洪水等の危険が予想される場合、消防団を招集して危険箇所の監視にあたらせる。 ②器具、機材を整備し、出動準備を整えるよう消防団に指示する。	

		③消防団から危険箇所の状況について報告を受け、異常を発見したときは、直ちに消防班を出動させ、水防活動・土砂災害警戒活動を開始する。 ④堤防その他が決壊したときは、直ちに以下の災害警戒（対策）本部へ通報するとともに、周辺住民に伝達する。 ⑤水防活動・土砂災害警戒活動を終了した場合、災害警戒（対策）本部に報告する。	
--	--	---	--

【消防対策部 消防班（消防本部消防署）】

班名	分掌事務	業務内容	実施時期
消防班	署員の非常招集に関すること。	①災害規模に応じて、非番・週休者を招集する。	発災後 3 時間以内
消防班	災害の警戒及び災害現場活動に関すること。	①消防団と連携し、消火活動・救助活動を行う。 ②危険物の漏洩等により災害が拡大し、またはそのおそれがある地区は、市民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。	発災後 3 時間以内
消防班	海岸線の巡回に関すること（津波注意報、津波警報または大津波警報が発表されたとき）	津波到達まで時間的余裕がある場合は、海岸線（漁港等）を巡回し、避難誘導等を行う。	発災後 3 時間以内
消防班	災害救急救助に関すること。	①救出に必要な人員を確保し、救出班を編成する。 ②救出に必要な車両、船艇その他の資機材を確保する（必要に応じて、事業者等から借り上げる。） ③警察、海上保安署、自衛隊と協力して救出活動を行う。 （必要に応じて、災害対策本部内に警察、海上保安署との調整の場を設け、相互の情報交換、搜索の地域分担を行う。） ④救出された負傷者等への応急手当を行う。 ⑤救出された負傷者等を近隣の救護所へ搬送する。 ⑥災害拠点病院等への搬送が必要な場合、救急車等で患者を搬送する。 ⑦必要に応じて、県または緊急輸送関係機関に対し、車両、ヘリコプターによる救急搬送を要請する。	発災後 3 時間以内

消防班	行方不明者の捜索に関すること。	①住民からの捜索依頼や安否確認情報から行方不明者の状況を把握する。 ②救出に必要な人員を確保し、捜索班を編成する。 ③捜索に必要な車両、船艇その他の資機材を確保する（必要に応じて事業者等から借り上げる）。 ④警察、海上保安署と協力して捜索活動を行う。	発災後 3 時間以内
-----	-----------------	---	------------